

第169期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時

場所

札幌市中央区北1条西6丁目3番1号
ホテル札幌ガーデンパレス2階「鳳凰」

目次

第169期定時株主総会招集ご通知	2	第169期事業報告	23
議決権の行使等についてのご案内	4	計算書類	56
インターネット等による議決権行使のご案内	5	連結計算書類	58
株主総会参考書類		監査報告書	60
第1号議案 剰余金の配当の件	11	株主総会会場のご案内	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	13		
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	18		

株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりました
お土産は、取り止めとさせていただきます。
あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。



スマート
SR

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでもご覧いただけます
<https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA/login>



株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

足元の国内経済は、物価高や人材の不足感に加え、トランプ関税の影響とそれに伴う株価の下落、また世界各地における地政学リスクの顕在化などにより、依然として不確実性が高い状況が続いています。

北海道経済においては、公共投資や設備投資が牽引し引続きプラス成長が見込まれるほか、食や観光といった北海道の強みとされる産業の発展に加え、試作ラインが稼働した次世代半導体製造プロジェクト、GX（グリーントランスフォーメーション）の具体的進展、宇宙産業への投資増加など、新たなチャンスが巡ってきています。

このような経営環境において、北洋銀行グループは、北海道が日本中を牽引する地域にしたいと考えております。北海道のポテンシャルとして、食や観光、そして自然エネルギーの分野はすでに日本でも随一であり、これらを活用し、北海道らしい成長につなげていくことが必要です。

そのために、私たちが自ら先頭に立ちリードしていく覚悟で臨み、共に実現する仲間を作り、北海道のポテンシャル実現のため、全力で経営資源を提供してまいります。

その起点となるのが「人財」です。金融サービス業である私たちの差別化要素は「人財」であり、良いサービスを提供するには、提供する人財の質をこれまで以上に高めていかなければなりません。そのためのベースとして、働きやすい環境や頑張りにはっきりと応える仕組みを整えること、そして、自律的に考え、挑戦を後押しする企業風土に変革することが必要であり、2025年度よりこれらを踏まえた新たな人事制度を開始します。

北洋銀行グループは、人財を磨き、サービスの質とスピードの向上につなげることで、お客さま・地域、株主の皆さまからの信頼に応え続け、北海道の持続可能な未来にこれからも貢献してまいります。

株主の皆さまにおかれては、より一層のご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



取締役頭取 津山 博恒

2025年6月

株主各位

証券コード 8524
(発送日) 2025年6月3日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月28日
札幌市中央区大通西三丁目7番地
株式会社北洋銀行
取締役頭取 津山博恒

第169期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第169期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当行ウェブサイト等に掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト

<https://www.hokuyobank.co.jp/ir/shareholder/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「北洋銀行」または「コード」に当行証券コード「8524」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA/login>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使につきましては、4頁の「議決権の行使等についてのご案内」および5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 札幌市中央区北1条西6丁目3番1号
ホテル札幌ガーデンパレス 2階 「鳳凰」
3. 目的事項
報告事項 1. 第169期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容
および計算書類の内容報告の件
2. 第169期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）連結計算書類の
内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告
の件
決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内（4頁から9頁もご参照ください）

- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 書面とインターネット等で重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネット等で複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- (4) 議決権の不統一行使を行う場合は、株主総会の日の3日前までに、書面又は電磁的方法をもってその旨および理由をご通知ください。
- (5) 代理人によるご出席の場合は、議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出ください。なお、代理人は本総会において議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。

◎書面交付請求をいただいた株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は法令および当行定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 事業報告の「業務の適正を確保する体制」② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、計算書類および連結計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当行ウェブサイトおよび東証ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイトに修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

以上

議決権の行使等についてのご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月26日(木曜日)
午前10時 受付開始: 午前9時



書面(郵送)で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

インターネット等で所定の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。詳細につきましては6頁をご参照ください。

行使期限

2025年6月25日(木曜日)
午後5時まで

株主総会運営等についてのご案内

■会社法に定める株主総会資料(招集ご通知)の書面交付請求手続きを行われていない株主さまで、次回以降、同資料の書面での送付を希望される株主さまにつきましては、証券口座を開設されている証券会社または株主名簿管理人へお問い合わせいただき、会社法に定める書面交付請求に関するお手続きを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

■本株主総会の運営において大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.hokuyobank.co.jp/>) にてお知らせいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマートSR」

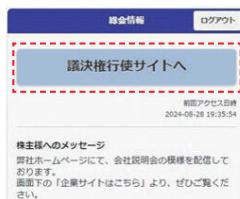
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 「スマートSR」画面上部の「議決権行使サイトへ」ボタンをタップします。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※通信環境の影響等により接続しづらい場合は、時間を置いて再度アクセスしてください。



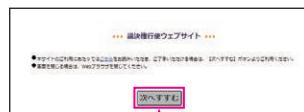
「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

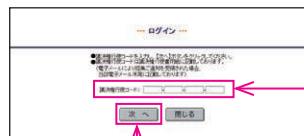
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事前質問受付についてのご案内

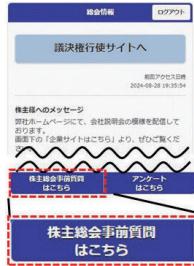
株主の皆さまから、本株主総会の目的事項に関するご質問を「スマートSR」サイトにてお受けします。株主さまのご関心が特に高いと思われるご質問については、株主総会にて「事前質問に対するご回答」として回答させていただきます。

<受付期間> 2025年6月3日(火曜日) から 2025年6月13日(金曜日)午後5時まで

<受付方法>

1. スマートフォン・タブレット端末等での入力する場合

- ①議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取ります。
- ②「スマートSR」画面の「株主総会事前質問はこちら」ボタンを押下ください。
- ③「事前質問」画面に移移します。以降は画面の案内に従ってご入力ください。

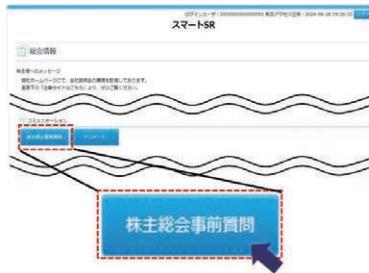
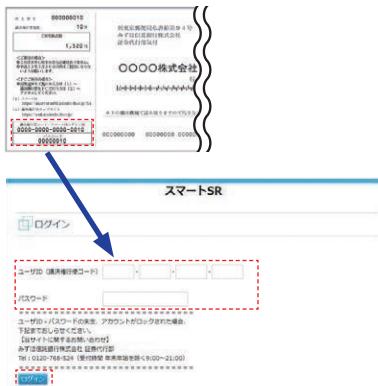


2. PC等での入力する場合

- ①以下のURLより議決権行使書右片の裏面に記載の議決権行使コード・パスワードをご入力のうえ、「スマートSR」へログインしてください。
- ②「スマートSR」画面の「株主総会事前質問」ボタンをクリックしてください。
- ③「事前質問」画面に移移します。以降は画面の案内に従ってご入力ください。

「スマートSR」URL

<https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA>



<ご留意事項>

- ・ご質問は、本株主総会の目的事項に関する内容に限らせていただきます。
- ・ご質問は株主さまお一人につき3問まで、1問あたり200字以内でお願いいたします。
- ・すべてのご質問に対して回答をお約束するものではありません。また、個別の回答はいたしかねますのであらかじめご了承ください。
- ・ご利用いただくための通信料金等は、株主さまのご負担となります。

「スマートSR」 について

「スマートSR」とは、みずほ信託銀行が提供する、当社と株主様との対話のDX化を推進するWebサービスで、議決権行使書のQRコードを読み取ることで、IDパスワードの入力不要でログインでき、以下の機能をご利用いただけます。

株主総会資料の閲覧

事前質問のご入力

Web上での議決権行使
(スマート行使)

外部リンク確認

また、株主総会資料の電子提供制度に対応しており、株主総会の3か月後までは24時間ご利用いただけます。
※実際にご提供する情報は発行会社により異なります。通信環境の影響等により「スマートSR」がご利用いただけない場合は、議決権行使書右片の裏面をご参照いただき、「議決権行使ウェブサイト」へログインのうえ、議決権行使をお願いいたします。

「スマートSR」 画面イメージ (モバイル)



←「スマート行使」へ遷移
ボタンは画面上部固定



←株主総会資料の閲覧

←「外部リンク」へ遷移

←「事前質問」へ遷移
ボタンは画面下部固定

「スマートSR」について

「スマートSR」とは、みずほ信託銀行が提供する、当社と株主様との対話のDX化を推進するWebサービスで、議決権行使書のQRコードを読み取ることで、IDパスワードの入力不要でログインでき、各種機能をご利用いただけます。

「スマート行使」へのアクセスは、「スマートSR」ログイン後に【議決権行使サイトへ】ボタンを押下してください。その他ご利用いただける機能については、ログイン後の画面にてご確認ください。

ご利用期間

本通知受領後～株主総会終了後**3か月後**まで
(緊急メンテナンス等を除き、**24時間**ご利用いただけます)

ログイン方法

(1) QRコード読取による方法

- ・同封の議決権行使書に記載のQRコードをスマートフォン等でお読み取りください（IDおよびパスワードのご入力は不要です）。
- ・QRコードは株主総会の都度、新たに発行いたします。

(2) ID・パスワード入力による方法

- ・下記URLにアクセスいただき、議決権行使書右片の裏面に記載のIDおよびパスワードにてログインしてください。

ログインURL : <https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA>

- ・IDおよびパスワードは株主総会の都度、新たに発行いたします。
- ・パスワードは、ご利用される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。
- ・パスワードは一定回数以上連続して誤ってご入力をされると使用できなくなります。その場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(ご注意事項)

※通信環境の影響等により「スマートSR」がご利用いただけない場合は、議決権行使書右片の裏面をご参照いただき、「議決権行使ウェブサイト」へログインのうえ、議決権行使をお願いいたします。

※通料金等は株主様のご負担となります。

※「スマートSR」の操作方法等に関するお問い合わせ先（みずほ信託銀行 証券代行部）

フリーダイヤル 0120-768-524 (年未年始を除く 9:00～21:00)

皆さまのインターネット等による議決権行使を 北海道の生物多様性保全につなげます。

～議決権の電子行使により削減される郵送費用相当額を環境保全活動に役立てます～

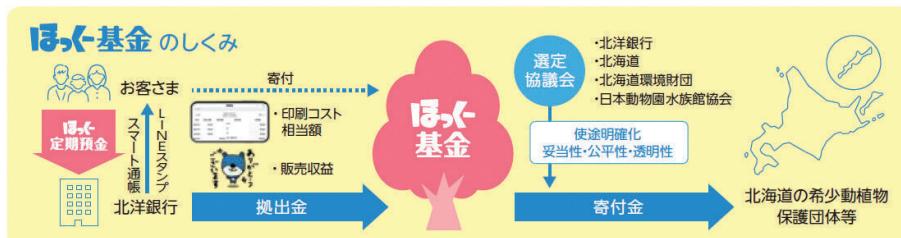
当行では、インターネット等による議決権のご行使（書面のご返送以外の電子行使）により削減される郵送費用相当額を「ほっくー基金」に拠出させていただいております。

ホックー基金は、北海道の生物多様性保全を目的として2010年に設立し、道内の希少種保護や生息環境整備などに取り組む様々な団体を助成金により幅広く支援しております。

株主の皆さまの議決権行使を環境保全活動につなげる取組みであり、主旨をご理解いただき、電子行使のご利用を検討いただきますようお願いいたします。

なお前回の第168期定時株主総会において約6,000名の株主の皆さまに電子行使いただき、約40万円を拠出いたしました。

■ほっくー基金助成先：2024年度は「ほっくーコース（助成上限100万円）」8先、「トムコース（助成上限10万円）」11先の計19先に総額720万円を助成しております。



2024年度の助成先
は当行HPにてご覧
いただけます



【助成事例】水車・アヤマメ川自然公園を育てる市民の会



■自然公園の魅力地域の方々に発信・周知することを目的に、生物多様性を保全・保護し、自然環境の魅力を高め次世代につなげ、市民と共に活用する活動団体として、園内の整備や自然観察会や、希少生物の保護や環境保全に取り組んでいます。助成金は、自然観察会と調査活動、自然公園の整備活動などに活用されております。

北海道の希少動物と自然環境の保護につながる、インターネット等による電子行使を是非ご活用ください

2025年度株主優待のご案内

当行では、株主の皆さまからの日ごろのご支援に感謝するとともに、当行株式への投資魅力を高め、株主の皆さまにより多く、より長く当行株式を保有していただくことと、地域振興のために北海道の特産品を優待品として全国の株主さまにお届けし、北海道の魅力を感じていただきたいとの思いから、株主優待制度を実施しております。

《お申し込みについて》

対象となる株主さまへ、6月中旬ごろに「株主優待カタログ」を送付いたします。
ご希望の優待品をお選びいただき、2025年7月31日（木）までに申込はがきをご返送ください。

《対象となる株主さま》

基準日（毎年3月31日）時点の、当行株主名簿に記録された2,500株以上を保有する株主さまのうち、継続して1年以上保有している株主さま

《株主優待制度の内容》

保有株式数および継続保有期間（※）に応じて、北海道の特産品を掲載した専用カタログから選択したご希望の品を送付いたします。

保有株式数	継続保有期間	優待品
2,500株以上5,000株未満	1年以上5年未満	3,000円相当
	5年以上	6,000円相当
5,000株以上	1年以上5年未満	6,000円相当
	5年以上	9,000円相当



※継続保有期間の考え方

- (a) 1年以上継続保有とは、基準日の前年の3月31日、基準日の前年の9月30日および基準日（該当年の3月31日）の株主名簿に同一株主番号で連続して記録されていること
- (b) 5年以上継続保有とは、基準日の5年前の3月31日から基準日（3月31日）までの間の3月31日および9月30日の株主名簿に同一株主番号で連続して記録されていること

※詳細は、当行ホームページをご覧ください。 URL：<https://www.hokuyobank.co.jp/ir/shareholder/>
株主・投資家の皆さま → 株式・株主総会情報 → 株主優待制度



株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当行は、銀行業の公共性に鑑み、経営の健全性確保の観点から、自己資本比率の動向・業績の動向・経営環境の変化などに留意しつつ、株主の皆さまへ総合的な利益還元を行うことを基本方針としております。

2025年3月期につきましては、この方針の下、期末の剰余金の配当を次のとおりとさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
普通株式 1株につき金 12.5円 総額 4,721,304,388円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
普通株式 2025年6月27日

この結果、中間配当金（普通株式1株につき6.5円）を加えました当期の年間配当金は普通株式1株につき19.0円となり、2025年1月30日に公表した配当予想から3.0円増配となります。

なお、2025年度（2026年3月期）以降の配当につきましては、株主の皆さまに、配当を通じた利益還元の更なる充実を図るため、12ページのとおり配当性向を引き上げます。

また、いち早く経営成績を還元できるよう、四半期配当制度を導入しています。初回の四半期配当の基準日は、2025年6月30日を予定しております。

<株主還元方針の変更内容>

	項目	内容
変更前	普通配当金	安定的な配当実施の観点から、1株当たり年間10円配当を維持しつつ、配当性向を30%以上とする。
	自己株式の取得	自己資本比率の水準、業績見通しや外部環境などを勘案し、年間の配当額と自己株式の取得額の総額（※）は、親会社株主に帰属する当期純利益の50%を目安とし、自己株式の取得は柔軟かつ機動的に実施する。

	項目	内容
変更後	普通配当金	安定的な配当実施の観点から、1株当たり年間10円配当を維持しつつ、配当性向を40%以上とする。
	自己株式の取得	自己資本比率の水準、業績見通しや外部環境などを勘案し、年間の配当額と自己株式の取得額の総額（※）は、親会社株主に帰属する当期純利益の50%を目安とし、自己株式の取得は柔軟かつ機動的に実施する。

※ 総還元性向 = (年間の配当金総額 + 自己株式取得総額) ÷ 親会社株主に帰属する当期純利益

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者につきましては、指名の客観性を確保するため、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬等経営諮問委員会における審議を経て取締役会で決定しています。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当行における地位	候補者属性			担当
1	やすだみつはる 安田光春	取締役会長	男性	再任		グループ統制
2	つやまひろのぶ 津山博恒	取締役頭取 (代表取締役)	男性	再任		最高経営責任者（CEO）兼 最高人事責任者 (CHRO)（秘書室、人事部）
3	ますだひとし 増田仁志	取締役副頭取 (代表取締役)	男性	再任		最高営業推進責任者（CBPO） (事業戦略部、リテール事業本部、法人事業本部)
4	やまだあきら 山田明	常務取締役	男性	再任		最高リスク責任者（CRO） (リスク管理部、法務コンプライアンス部、融資部)
5	よねたかずし 米田和志	常務取締役	男性	再任		最高企画責任者（CSO）兼 最高財務責任者（CFO） 兼最高情報責任者（CIO） (経営企画部、事務企画部、システム部、市場営業部)
6	こうべとしあき 神戸俊昭	社外取締役 (取締役会議長)	男性	再任	社外 独立	—

- (注) CEO (Chief Executive Officer) : 最高経営責任者
 CBPO (Chief Business Promotion Officer) : 最高営業推進責任者
 CFO (Chief Financial Officer) : 最高財務責任者
 CSO (Chief Strategy Officer) : 最高企画責任者
 CHRO (Chief Human Resources Officer) : 最高人事責任者
 CRO (Chief Risk Officer) : 最高リスク責任者
 CIO (Chief Information Officer) : 最高情報責任者

候補者番号

1

やすだ みつはる

安田 光春

(1959年10月5日生)

男性

再任



所有する当行の株式数

130,600株

取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

取締役在任年数

11年

略歴、当行における地位

1983年4月 株式会社北洋相互銀行(現 当行) 入行
2013年6月 同 執行役員融資第一部長
2014年6月 同 取締役経営企画部長
2016年6月 同 常務取締役
2018年4月 同 取締役頭取
2021年6月 北海道旅客鉄道株式会社 社外監査役(現任)
2024年4月 当行 取締役会長(現任)

重要な兼職の状況

北海道旅客鉄道株式会社 社外監査役

取締役候補者とした理由

融資第一部長、経営企画部長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2018年4月から2024年3月まで頭取、2024年4月より会長としてその職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、地域経済への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

2

つやま ひろのぶ

津山 博恒

(1968年2月17日生)

男性

再任



所有する当行の株式数

24,300株

取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

取締役在任年数

2年

略歴、当行における地位

1991年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
1998年11月 当行入行
2019年4月 同 執行役員経営企画部長
2020年4月 同 執行役員本店営業部副本店長
2021年6月 同 常務執行役員帯広中央支店長兼帯広西支店長兼帯広南支店長
2023年6月 同 常務取締役
2024年4月 同 取締役頭取(現任)

取締役候補者とした理由

経営企画部長、帯広中央支店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2024年4月より頭取に就任し、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。当行の将来像を見据えた新たな発想の下、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、地域経済への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

3

ますだ ひとし
増田 仁志 (1964年10月30日生)

男性

再任



所有する当行の株式数

34,400株

取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

取締役在任年数

4年

略歴、当行における地位

1987年4月 株式会社北洋相互銀行 (現 当行) 入行
2017年4月 同 執行役員苫小牧中央支店長
2019年4月 同 常務執行役員帯広中央支店長
2021年6月 同 常務取締役
2022年6月 同 専務取締役
2024年6月 同 取締役副頭取 (現任)
2025年3月 中道リース株式会社 社外監査役 (現任)

重要な兼職の状況

中道リース株式会社 社外監査役

取締役候補者とした理由

苫小牧中央支店長、帯広中央支店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2024年6月より副頭取として、その職務・職責を適切に果たしております。当行の将来像を見据えた新たな発想の下、引き続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、地域経済への貢献が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

やまだ あきら
山田 明 (1966年7月2日生)

男性

再任



所有する当行の株式数

15,000株

取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

取締役在任年数

3年

略歴、当行における地位

1990年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
1998年11月 当行入行
2019年4月 同 執行役員本店営業部副本店長
2020年3月 同 執行役員本店営業部副本店長兼法人営業部長
2020年4月 同 常務執行役員函館中央支店長兼末広町支店長
2022年4月 同 常務執行役員法人推進部長兼ソリューション部長
2022年6月 同 取締役
2024年6月 同 常務取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

本店営業部副本店長、函館中央支店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2024年6月から常務取締役として、その職務・職責を適切に果たしております。当行の将来像を見据えた新たな発想の下、引き続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、地域経済への貢献が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

よね た かず し
米田 和志 (1965年3月27日生)

男性

再任



所有する当行の株式数

19,200株

取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

取締役在任年数

2年

略歴、当行における地位

1989年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
1998年11月 当行入行
2020年6月 同 執行役員ソリューション部長
2021年6月 同 常務執行役員ソリューション部長兼法人推進部長
2022年4月 同 常務執行役員函館中央支店長兼末広町支店長
2023年6月 同 取締役
2024年6月 同 常務取締役 (現任)

取締役候補者としての理由

ソリューション部長、法人推進部長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2024年6月から常務取締役として、その職務・職責を適切に果たしております。当行の将来像を見据えた新たな発想の下、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、地域経済への貢献が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

6

こう べ としあき
神戸 俊昭 (1964年1月9日生)

男性

再任

社外
独立



所有する当行の株式数

一株

取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

取締役在任年数

2年

略歴、当行における地位

1988年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
1997年12月 同 退職
2002年10月 弁護士登録
2006年10月 神戸法律事務所開設
2009年1月 弁護士法人神戸法律事務所開設
2014年10月 弁護士法人神戸・万字・福田法律事務所に名称変更 代表社員 (現任)
2018年6月 日本ブランド株式会社社外取締役 (現任)
2023年6月 当行社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

弁護士法人神戸・万字・福田法律事務所 代表社員、日本ブランド株式会社 社外取締役

取締役候補者としての理由および期待される役割の概要

弁護士として第一線で活躍しており、法務に関し豊富な経験と専門的知見を有し、2024年6月からは取締役会議長を務めております。当行はコンプライアンス経営を最優先に取り組んでおり、引き続き取締役会等において法務リスク、コンプライアンスに加え企業法務実務を通じた経営への積極的な提言や建設的な議論、経営の監督への貢献を期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、現在、特別の利害関係はありません。
2. 神戸俊昭氏と当行との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当行は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
責任限定契約の概要は以下のとおりであります。
- ・ 社外取締役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・ 当該賠償責任限度額は、「2,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。
3. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は、次回保険期間満了時においても更新を予定しております。
役員等賠償責任保険契約の概要は以下のとおりであります。
- ・ 保険料は全額当行が負担しております。
 - ・ 当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関する責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社がてん補するものであり、1年毎に契約を更新しております。
 - ・ 当該保険契約においては、てん補する額の限度額および一定の免責金額等を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
4. 社外取締役候補者に関する会社法施行規則第74条第4項に定める事項
- ① 神戸俊昭氏は、社外取締役候補者であります。
 - ② 神戸俊昭氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、「取締役候補者とした理由および期待される役割の概要」に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 - ③ 神戸俊昭氏は、証券取引所の独立性基準に関して当行が定める具体的判断基準（後掲、以下「独立性判断基準」といいます。）に照らし、業務執行を行う経営陣からの独立性を有していることから、同氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員として指定しておりますが、同氏の再任が承認された場合、指定を継続する予定であります。
なお、当行は神戸俊昭氏が代表社員を務める弁護士法人神戸・万字・福田法律事務所および同氏が社外取締役を務める日本グランド株式会社と通常の営業取引がありますが、当行の独立性判断基準に定める「主要な取引先」（直近事業年度における当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先等）等に該当するものではなく、同氏の独立性に影響を及ぼす関係ではありません。
 - ④ 神戸俊昭氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

当行は、経営の透明性や社会的責任を果たすために、実効性の高い監査の遂行が重要であると考えております。前回（2024年6月26日開催の第168期定時株主総会）において監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）を選任いただき、経営の健全性確保へ貢献いただいておりますが、より効果的な監査を実施するために監査等委員である取締役1名の追加選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者につきましては、指名の客観性を確保するため、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬等経営諮問委員会における審議を経て取締役会で決定しています。また、本議案に関しましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名	当行における地位	候補者属性	担当
くり 栗 史 郎 お し ろう	常務執行役員	男性 新任	監査部長委嘱

くりお しろう
栗尾 史郎 (1963年4月5日生)

男性 新任



略歴、当行における地位

1986年4月 株式会社北洋相互銀行（現 当行）入行
2017年4月 同 執行役員フィナンシャルマーケティング部長
2019年4月 同 執行役員人事部長
2021年6月 同 常務執行役員人事部長
2023年4月 同 常務執行役員監査部長（現任）

所有する当行の株式数

16,739株

監査等委員会への出席状況

—

監査等委員在任年数

—

取締役候補者とした理由

2017年4月から執行役員、2021年6月から常務執行役員人事部長、2023年4月から常務執行役員監査部長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行業務に関する高い知見と内部監査に係る豊富な経験を活かした実効性の高い監査の遂行および経営の監督により、経営の健全性確保への貢献が期待できると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

- (注) 1. 候補者と当行との間には、現在、特別の利害関係はありません。
2. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は、次回保険期間満了時においても更新を予定しております。
- 役員等賠償責任保険契約の概要は以下のとおりであります。
- ・保険料は全額当行が負担しております。
 - ・当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関する責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社がてん補するものであり、1年毎に契約を更新しております。
 - ・当該保険契約においては、てん補する額の限度額および一定の免責金額等を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

<ご参考> 独立性判断基準

当行では、社外取締役が現在または過去1年以内において以下の要件のいずれにも該当しない場合に、当該社外取締役は独立性を有すると判断する。

1. 当行を主要な取引先（※1）とする者、またはその業務執行者（業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、または使用人をいう。以下同じ）
2. 当行の主要な取引先（※1）、またはその業務執行者
3. 当行から役員報酬以外に、多額（※2）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
4. 当行の主要株主（※3）、またはその業務執行者
5. 当行が多額（※2）の寄付を行っている先、またはその業務執行者
6. 次に掲げるいずれかの者（重要（※4）な者に限る。）の近親者（※5）
 - (1) 上記1～5に該当する者
 - (2) 当行またはその子会社の業務執行者
 - (3) 当行またはその子会社の業務執行者でない取締役（監査等委員である社外取締役の独立性を判断する場合に限る。）

※1. 「主要な取引先」の定義（以下のいずれかに該当する先）

- a. 直近事業年度における当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先（但し、地方公共団体を除く。）
- b. 当行が当該取引先の最上位の借入先であり、かつ当行以外の金融機関からの調達が困難であると考えられる先

※2. 「多額」の定義

過去3年平均で、年間10百万円以上

※3. 「主要株主」の定義

当行の総議決権の10%以上の議決権を保有する株主

※4. 「重要」である者の例

- ・会社の役員・部長クラスの者
- ・上記3.の会計専門家・法律専門家については公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者

※5. 「近親者」の定義

配偶者または二親等以内の親族

<ご参考>取締役会スキルマトリックス（第169期定時株主総会后予定）

氏名・職位・性別				経験と専門性										
				企業経営	コンサル ティン	SX・GX	IT・DX	地域振興	人的資本	金融 マーケッ ト	ガバナン ス	法務 コンプラ イアンス	財務会計	リスク 管理
取 締 役 会	安田 光春	取締役会長	男性	○	○	○		○	○		○	○	○	○
	津山 博恒	取締役頭取 (代表取締役)	男性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	増田 仁志	取締役副頭取 (代表取締役)	男性	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	山田 明	常務取締役	男性	○	○	○		○		○	○	○		○
	米田 和志	常務取締役	男性	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
	神戸 俊昭	社外取締役	男性								○	○		
	押野 均	取締役 監査等委員	男性	○	○					○		○		○
	栗尾 史郎	取締役 監査等委員	男性		○					○		○		○
	西田 直樹	社外取締役 監査等委員	男性					○			○	○		○
	谷口 雅子	社外取締役 監査等委員	女性							○		○	○	○
田原 咲世	社外取締役 監査等委員	女性							○		○	○		

(注) 上記一覧表は各取締役ならびに監査等委員が有する全ての経験・専門性を表すものではありません。

<銀行ビジネスを支える上で必要な知識・経験・能力>

企業経営	企業経営及びサステナビリティに係る課題に取り組むための関係構築や解決に関する先進的かつ専門的な知識、経験、能力を有している
人的資本	人財育成、報酬・給与、福利厚生等の人事全般、ダイバーシティ&インクルージョンの推進に関する専門的知見や実務経験を有している
金融マーケット	金融環境、市場運用、国際業務に関する専門的知見や実務経験を有している
ガバナンス	コーポレート・ガバナンスや内部統制に関する専門的知見や実務経験を有している
法務コンプライアンス	法制度・各種規制に関する専門的知見や実務経験を有している
財務会計	公認会計士等の財務・会計の専門的な資格や、経理・財務部門における実務経験を有するなど、財務・会計について十分な知見を有している
リスク管理	企業活動全般に関するリスクマネジメント、危機管理体制の構築に関する専門的知見や実務経験を有している

<お客さまへの提供価値を実現させるために必要な知識・経験・能力>

コンサルティング	事業成長の提案、SX・DXサポート、スタートアップ発掘・育成などの法人向けのソリューションに関する知識・経験・能力を有している
SX・GX	SX・GXの進展など経営環境の変化に対応した新事業やサステナブルローン、ファンド投資などに関する知識・経験、能力を有している
IT・DX	利便性向上に資する商品開発や生産性向上のためのアライアンス形成につなげる知識、経験、能力を有している
地域振興	地域と成長産業との連関や基幹産業である観光・食への波及を通じたサステナブル社会の実現に関する知識、経験、能力を有している

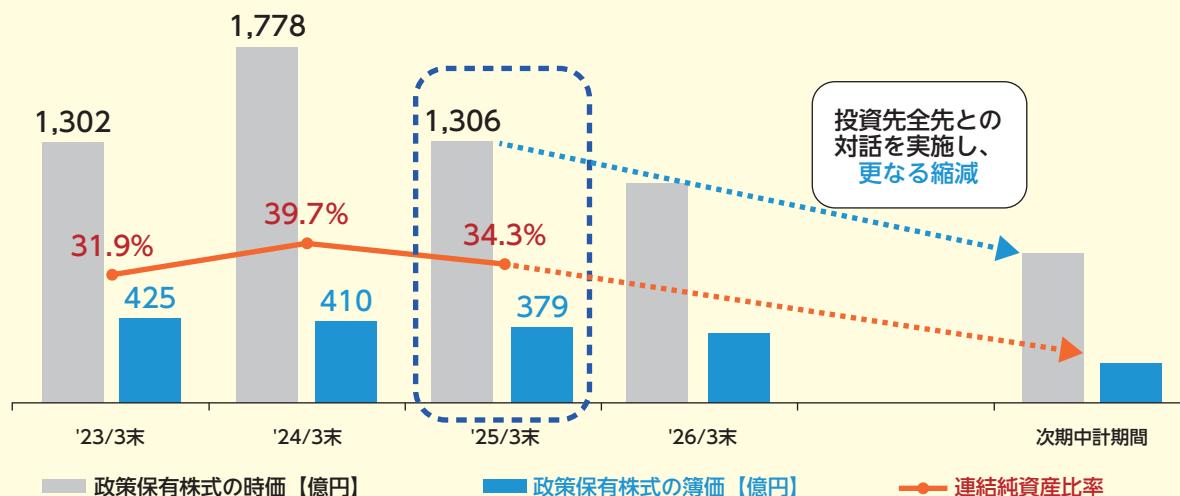
以上

<ご参考> 政策保有株式の縮減方針について

当行は、政策保有株式の縮減を進める観点から、政策保有株式を2026年3月末までに簿価で2023年3月末対比50億円縮減する目標を定め、2023年11月に公表しております。

なお、2025年3月末時点における政策保有株式は、2023年3月末対比、簿価で46億円の縮減を実施し、2026年度早期での目標達成を見込んでおります。

1. 政策保有株式の縮減状況



2. 今後の縮減方針

- これまで道外本社の銘柄を中心に縮減を進めてきたが、今後は道内本社の銘柄を含む全先との対話を実施し、更なる縮減に向けた計画を検討していく
- 売却に合意を得られた銘柄については随時、純投資株式に振替し、売却を進める
- 売却益はROE・PBR向上に資する成長投資や株主還元等に充当していく

第169期（2024年4月1日から 2025年3月31日まで）事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

<主要な事業内容>

当行は、本店ほか支店、出張所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券業務、クレジットカード業務、投資信託・保険商品の販売業務等を営んでおり、地域経済の活性化に貢献すべく、多様な金融商品・サービスを提供しております。

<金融経済環境>

当連結会計年度におけるわが国の経済は、一部に足踏みがみられるものの緩やかに回復しています。実質総雇用者所得は、実質賃金がマイナスながら雇用者数の増加により持ち直しています。個人消費は、物価高による節約志向はあるものの緩やかに増加しています。設備投資は、先端半導体工場の新設投資が寄与するとともに、企業収益の改善を背景に持ち直しています。住宅投資は、建築費高騰の影響をうけながらも横ばい圏内で推移しています。公共投資は、底堅く推移しています。輸出は、アジア向けが増加するなど持ち直しています。

物価面では、国内企業物価、消費者物価ともに上昇しています。金融面では、無担保コールレートは、金融政策の変更を受けて0.4%台後半に上昇しました。新発10年物国債利回りは、1.5%前後となりました。対ドル円相場は、年度末には150円前後となりました。

次に北海道経済を見ますと、一部に弱さがみられるものの緩やかに回復しています。個人消費は、持ち直しつつも物価高の影響を受け停滞感がみられます。住宅投資は、建築費高騰の影響により減少しています。設備投資は、先端半導体工場新設もあり増加しています。公共投資は、高水準を維持しています。観光関連は、来道者数および外国人入国者数がコロナ禍前を回復し、持ち直しています。雇用情勢は、人手不足感が強まっています。

<事業の経過及び成果>

このような経済環境の中、当行の社会的責務は、北海道の持続可能な未来のために貢献することと考えております。お客さま本位を徹底し、お客さま・地域の多様化するニーズや課題に対し、金融仲介機能の発揮はもとより、グループの総力を結集した多彩なサービス・ソリューションの提供に努め、結果として当行グループの企業価値の向上につながるよう、様々な営業施策に取り組んでまいりました。その結果、次のような営業成績となりました。

① 主要勘定残高

2025年3月末の貸出金は7兆9,192億円と前年比3,693億円増加(+4.8%)、預金・譲渡性預金は11兆1,871億円と前年比781億円増加(+0.7%)いたしました。その他、主要勘定の残高は下表のとおりであります。

主要勘定残高 (単体)

(単位：億円)

	2024年3月末	2025年3月末	増減
総資産	132,029	134,070	2,041
貸出金	75,498	79,192	3,693
有価証券	23,833	25,992	2,158
預金・譲渡性預金	111,090	111,871	781
純資産	4,291	3,676	△615

ご参考

■貸出金平均残高の推移 (単体)



■預金・譲渡性預金平均残高の推移 (単体)



② 損益の状況

当事業年度の決算につきましては、経常収益は1,232億円と前年比166億円の増加となりました。このうち資金運用収益は、貸出金利息の増加を主因に881億円と前年比152億円の増加となりました。役務取引等収益は預り資産手数料の増加などにより253億円と前年比14億円の増加となりました。

経常費用は、965億円と前年比76億円の増加となりました。このうち資金調達費用は預金支払利息の増加を主因に86億円と前年比75億円増加しました。貸倒引当金繰入額につきましては、26億円と前年比21億円の減少となりました。

この結果、当事業年度の経常利益は266億円と前年比89億円の増益、当期純利益は201億円と前年比72億円の増益となりました。

損益の状況（単体）

（単位：億円）

	2023年度	2024年度	増 減
経常収益	1,066	1,232	166
うち 資金運用収益	729	881	152
うち 役務取引等収益	238	253	14
うち 有価証券売却益（注1）	57	48	△9
うち 貸倒引当金戻入益	—	—	—
経常費用	888	965	76
うち 資金調達費用	10	86	75
うち 役務取引等費用	136	131	△5
うち 営業経費	630	639	9
うち 有価証券売却損・償却（注2）	35	61	25
うち 貸倒引当金繰入額	48	26	△21
経常利益	177	266	89
当期純利益	128	201	72

（注）1. 株式等売却益＋債券売却益・償還益

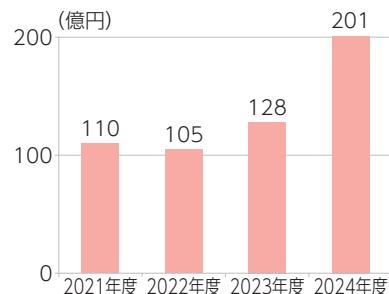
2. 株式等売却損・償却＋債券売却損・償還損・償却

ご参考

■経常利益の推移（単体）



■当期純利益の推移（単体）



③ 自己資本比率、ROE

2025年3月末の自己資本比率（国内基準）は12.66%を計上し、貸出金等の資産の増加に伴い、前年比1.41ポイントの減少となりましたが、引続き十分な健全性を確保しております。

ROE（当期純利益ベース）は、5.04%と前年比1.92ポイント上昇いたしました。

自己資本比率、ROE（単体）

	2024年3月末	2025年3月末	増減
自己資本比率（国内基準）	14.07%	12.66%	△1.41%
ROE（当期純利益ベース）	3.12%	5.04%	1.92%

(注) 1. 自己資本比率は、最終化されたバーゼルⅢを適用し、「基礎的内部格付手法（FIRB）」により算出しております。

$$2. \text{ROE（当期純利益ベース）} = \frac{\text{当期純利益}}{(\text{前期末純資産}^* + \text{当期末純資産}^*) \div 2} \times 100 \quad * \text{新株予約権を除く}$$

④ 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権

2025年3月末の銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は前年比30億円減少し、与信額に占める割合は1.12%と、引続き十分な財務の健全性を確保しております。

銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権残高（単体） （単位：億円）

	2024年3月末	2025年3月末	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	354	351	△2
危険債権	427	453	26
要管理債権	160	106	△54
三月以上延滞債権	2	3	1
貸出条件緩和債権	158	102	△55
合計	942	911	△30
（与信額に占める割合）	(1.22%)	(1.12%)	(△0.10%)

⑤ 有価証券の評価損益

2025年3月末の有価証券の評価損益は、101億円の評価損と前年比1,041億円減少いたしました。

有価証券の評価損益（単体）

（単位：億円）

	2024年3月末	2025年3月末	増減
その他有価証券	940	△101	△1,041
株式	1,370	951	△418
債券	△463	△1,068	△605
その他	33	16	△17
日経平均株価(円)	40,369.44	35,617.56	△4,751.88
長期国債利回(%)	0.725	1.485	0.760

⑥ 連結決算の概要

当連結会計年度の連結決算につきましては、当行グループの中核である北洋銀行の損益状況を主因として、以下のとおりとなりました。

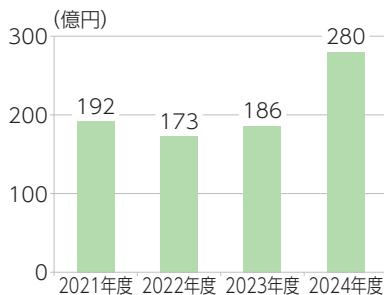
連結経常収益は、1,506億円と前年比175億円の増加となりました。連結経常費用は1,225億円と前年比80億円の増加となりました。

この結果、連結経常利益は280億円と前年比94億円増加し、親会社株主に帰属する当期純利益も206億円と前年比77億円増加いたしました。

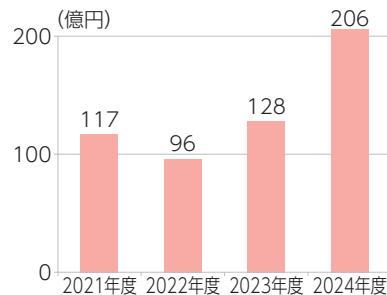
また、連結自己資本比率（国内基準）は、13.00%となりました。

ご参考

■経常利益の推移（連結）



■親会社株主に帰属する当期純利益の推移（連結）



⑦ 営業施策

当行は、経営理念に掲げている「お客さま本位を徹底」した、深度あるコンサルティング営業を中心に、お客さま・地域の多様化するニーズや課題に沿った最適なサービスやソリューションの提供を通じて、多様な課題の解決に積極的に取り組んでおります。

〔法人のお客さまに向けた取組み〕

本部内に事業成長サポートグループを置き、従来取り組んできた事業性理解を発展させ、お客さまが描く将来ビジョンの実現のための事業成長サポートに取り組んでおります。また、法人コンサルティング業務全般を担う、当行の子会社である株式会社北海道共創パートナーズとの連携を強化するなどグループの総力を結集し、お客さまの経営課題解決に向けた、広範かつ高度なコンサルティングを提供しております。

〔個人のお客さまに向けた取組み〕

若年層や資産形成層を中心にNISAやiDeCoといった定時定額積立型投資のご提案のほか、TVCM、InstagramなどのSNS、Web広告を通じたプロモーションを展開しております。また、平日の夜間や土曜日・日曜日にお電話でご相談いただけるNISA専用フリーダイヤルを開設するなど、お客さまの資産形成に役立つサービスの向上に努めるとともに、北洋証券株式会社との連携を強化し、お客さまの高度化・多様化する資産運用ニーズにお応えしております。



個人ローンでは、新築戸建住宅を取得する場合の借入期間を最長40年から50年へ延長しました。資材価格高騰により住宅価格が上昇するなか、近年は新築住宅の耐久性能、断熱性能等が向上しており、若年層世帯のお客さまにゆとりのある返済プランをご提供することで、良質な住宅取得を後押ししております。また、個人ポータルアプリ「北洋銀行アプリ」では、2023年9月のリリース以降、アプリ登録者が約35万人（2025年3月末現在）となり、2024年11月から定期預金の新規預入を開始するなど機能面の拡充を順次進めております。

【地域の活性化に向けた取組み】

2024年6月に北海道・札幌市が国に提案していた「GX/金融資産運用特区」が認められ、北海道・札幌市は金融・資産運用特区の対象地域に決定したほか、国家戦略特区に指定されました。北海道を営業基盤とする当行グループは、次世代半導体や洋上風力発電などのGX分野に正面から向き合い、特区制度や税制優遇制度を活用した北海道への投融資の呼び込みなど、北海道の更なる成長に貢献していく責務があります。

そのためには、次世代半導体の製造や洋上風力発電事業など大規模開発が行われる地域に投じられる資金や活力を全道に波及させる取組みが欠かせません。「Team Sapporo-Hokkaido」など関係機関との協働も通じ、当行グループの様々なソリューションを地域のお客さまに提供し、北海道の明日をきりひらく活動を引続き全力で展開してまいります。

また、北海道の成長のドライバーとなるスタートアップへの取組みとして、当行では対象企業のステージに合わせて、ファンドによる出資、融資、助成金、すべての資金支援が可能であり、スタートアップに特化した新株予約権付融資商品など、新たな支援メニューも開発しております。

【その他の取組み】

北海道の基幹産業である農業・食品分野に対する取組みとして、農業者向け融資商品の取扱いを開始したほか、道内児童養護施設に牛乳贈答券や北海道米、北海道産のてん菜糖を使用したお菓子を寄贈するなど、北海道産農畜産物の消費拡大に取り組んでおります。

また、お客さまの利便性向上と店頭業務の効率化を目的として、店頭業務タブレット「TSUBASA Smile」を導入しました。新規口座の開設や住所・名義変更などの手続きをタブレット端末で受付、お客さま負担を軽減し、お手続き時間の短縮を図るとともに、事務処理等のペーパーレス化が可能となりました。今後もお客さまの幅広いニーズにお応えできるよう、利便性の向上とサービスの充実に取り組んでまいります。

⑧ サステナビリティへの取組み

当行グループは、気候変動への対応と生物多様性保全を重要な経営課題と位置づけ、サステナビリティのマテリアリティに「脱炭素社会の実現」「北海道のネイチャーポジティブへの貢献」を掲げています。

北海道は国内随一の再生可能エネルギーの適地としてGX関連事業が進められています。当行では、経済成長と脱炭素化社会を実現するため、環境関連投融資に積極的に取り組んでいるほか、サプライチェーン全体のGHG排出量削減に向けた長期目標を設定しています。

北海道は3つの海に囲まれ、多様な樹種からなる広大な森林、日本最大級の湿原や世界遺産・国立公園など、豊かな自然環境に恵まれています。そのポテンシャルを最大限に活かすため、生物多様性の損失の低減と回復の増進を図り、持続可能な社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

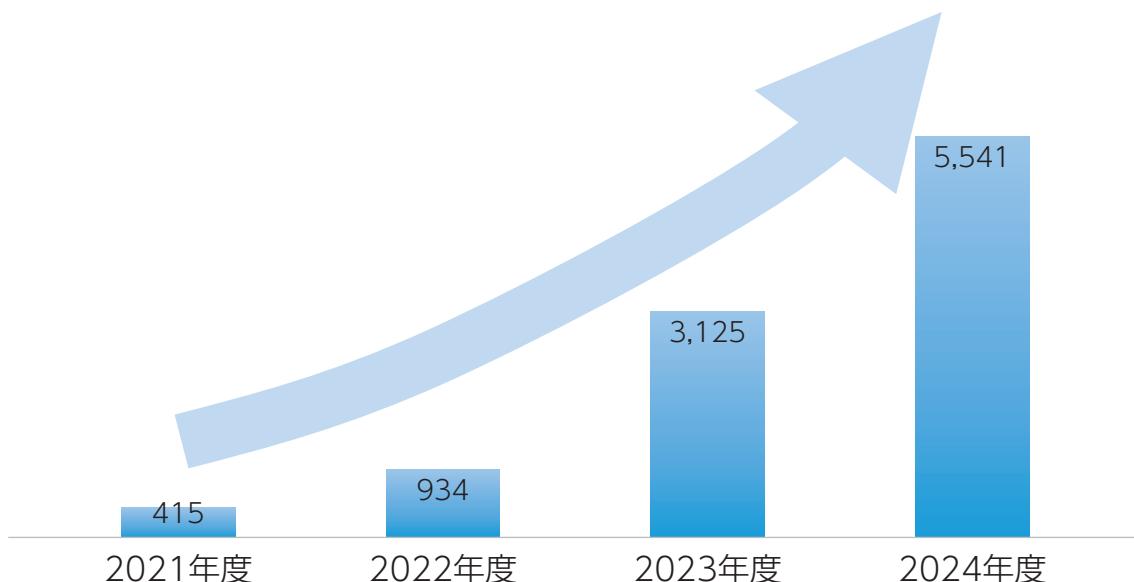
【脱炭素社会の実現への対応】

(1) 環境関連投融資

環境保全や気候変動など環境課題の解決に資する投融資を積極的に取り組んでいます。2021年度～2030年度までの累計実行目標5,000億円を2024年度に前倒しで達成しました。今後、目標の引き上げを検討しています。

環境関連投融資累計実行額

単位：億円



(2) GHG排出量削減目標

地域社会の脱炭素化社会をより一層促進していくため、当行グループのGHG排出量(Scope1+2)と投融資先のGHG排出量(Scope3カテゴリ-15)の削減目標を設定し、削減に向けた取組みを進めております。

対象	目標
GHG排出量(Scope1+2)	2030年度 実質ゼロ
GHG排出量(Scope3カテゴリ-15)	2050年度 実質ゼロ

【北海道のネイチャーポジティブへの貢献への対応】

(1) 環境省北海道地方環境事務所と連携協定を締結

本協定は、生物多様性の増進や地球温暖化対策に関する取組等を推進することにより、北海道における自然再興（ネイチャーポジティブ）・炭素中立（ネット・ゼロ）・循環経済（サーキュラーエコノミー）の同時達成に寄与することを目的として締結しました。本協定締結により、自然共生サイトとほっこー基金の連携や、生物多様性の増進・地球温暖化対策に関する地方公共団体や企業等への支援、北海道が持つ豊かな自然環境を活かした持続可能な観光地づくりのサポート等課題解決に向けた取組みを進めます。

(2) ほっこー基金の取組み

北海道の生物多様性保全を目的として2010年に「ほっこー基金」を設立し、道内の希少種保護や生息環境整備などに取り組む様々な団体を助成金により幅広く支援しています。基金設立以来、9,260万円（延べ185先）を助成しました。

ほっこー基金の主な原資は、通帳レス口座の利用による北洋銀行アプリなど通帳デジタル化による紙通帳の印刷コスト相当額等を拠出しています。

【連携協定締結式の様子】



【ほっこー基金助成先の植樹の様子】



<対処すべき課題>

当行グループが営業基盤とする北海道は、少子高齢化を伴う人口減少の加速や後継者不在による事業所数の減少などの課題を抱える一方で、再生可能エネルギーなどのGX（グリーントランスフォーメーション）や次世代半導体製造企業の進出など、産業構造の変革への節目にあります。

金融業界においては、日本銀行の金融政策変更のほか、デジタル化の急速な進展やそれらに伴う異業種の参入、脱炭素化社会の実現、気候変動・環境保全への対応、人生100年時代と言われる老後の長期化など、業界を取り巻く環境も刻一刻と変化しており、対応すべき多くの課題に直面しています。

このような大きな変化と多くの課題を抱える環境下において、当行グループは、果たすべき役割・使命を明確化した経営理念のもと、中期経営計画「『新たな成長へのチャレンジ』～お客さま、地域と共に持続可能な成長を～」(計画期間2023年4月～2026年3月)で掲げる3つの全体戦略、【①北海道とお客さまのサステナビリティ向上サポート ②お客さまの成長を支える人財の育成 ③店舗機能再構築・事務効率化による生産性の向上】をベースに、お客さま本位・従業員本位を実践し、当行の企業価値の向上(社会的価値と経済的価値の両立)を目指してまいります。

【中期経営計画の概要】

中期経営計画『新たな成長へのチャレンジ』

～お客さま、地域と共に持続可能な成長を～

<計画期間：2023年4月～2026年3月>

↑
キャンペーンを埋める全体戦略

① 北海道とお客さまのサステナビリティ向上サポート

- ➡ 銀行・HKP*・北洋証券を柱とした法人・個人・地域社会のサステナビリティ向上支援と成長サポート
- ➡ コロナ禍で苦しんだ道内企業の経営改善・成長に向けたサポート ※北海道共創パートナーズ

② お客さまの成長を支える人財の育成

- ➡ 成長支援の視点を備えた営業店人財育成、高度な課題解決能力をもつHKP・北洋証券の専門人財拡充・育成＋経営理念、行動規範を共有できる専門人財の中途採用

③ 店舗機能再構築・事務効率化による生産性の向上

- ➡ TSUBASAシステム共同化効果の追求、BIB・相談機能集約、軽量店舗化、DX投資活性化によるお客さまの利便性向上と当行の生産性向上

現 状

道内経済低迷による
持続可能性への懸念

お客さまを取り巻く課題
の更なる多様化・高度化

店舗・対面が前提
の高コスト体質

【個別戦略】

法人	事業性理解を発展させ、お客さまの事業成長の提案や成長分野への投融資促進、経営改善をサポート
個人	顧客理解に基づくコンサルティングを強化し、一人ひとりのサステナブル生活設計をサポート
地域	地域と連携した新産業・成長産業の取組みを強化し、道内投資の促進と道内消費を呼び込む
人財	「地域社会のサステナビリティを支える人財」の創出を通して、人的資本経営を実践
デジタル	窓口/後続事務のデジタル化の実現、利便性の高いサービス提供と事務効率化によるローコスト化

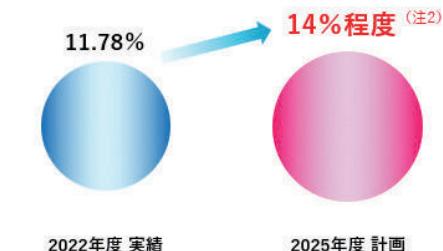
【計数計画】

連結当期純利益 (注1)



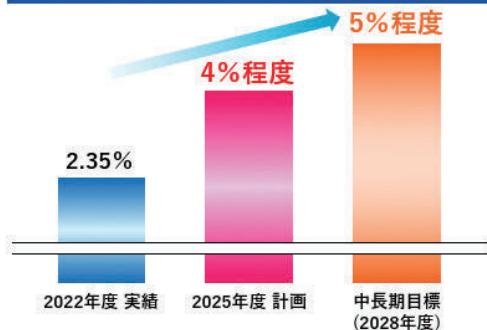
(注1) 親会社株主に帰属する当期純利益。
2025年度の連結当期純利益の予想は、計画の170億円程度を超える243億円を公表しております(2025年3月期決算短信)。

連結自己資本比率

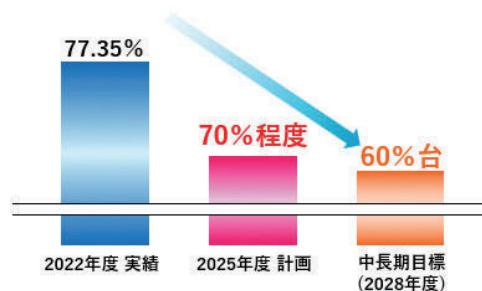


(注2) パーゼルⅢ最終化(経過措置期間)ベース

連結ROE



連結コアOHR



$$\text{※コアOHR} = \frac{\text{経費 (除く臨時処理分)}}{\text{業務粗利益 (除く国債等債券関係費用)}} \times 100$$

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
預 金	10,570,550	10,832,981	10,920,256	11,103,994
定期性預金	1,849,281	1,792,012	1,724,113	1,693,804
その他	8,721,268	9,040,969	9,196,142	9,410,190
貸 出 金	7,420,532	7,762,579	7,549,856	7,919,241
個人向け	2,034,867	2,136,445	2,227,407	2,289,243
中小企業向け	2,114,580	2,115,845	2,040,487	2,070,847
その他	3,271,085	3,510,288	3,281,961	3,559,150
商品有価証券	2,576	1,975	1,765	1,763
有 価 証 券	1,484,796	1,589,448	2,383,389	2,599,227
国 債	437,109	405,503	732,581	1,000,319
その他	1,047,687	1,183,944	1,650,807	1,598,907
総 資 産	13,511,805	12,485,921	13,202,957	13,407,069
内 国 為 替 取 扱 高	130,711,384	137,771,682	133,587,419	137,480,993
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 2,362	百万ドル 2,429	百万ドル 1,853	百万ドル 1,720
経 常 利 益	17,852	17,835	17,714	26,627
当 期 純 利 益	11,076	10,507	12,819	20,100
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	28円51銭	27円26銭	33円30銭	52円59銭

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況 (連結業績の状況)

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	124,461	126,734	133,114	150,637
経常利益	19,247	17,312	18,605	28,070
親会社株主に帰属する 当期純利益	11,756	9,647	12,830	20,608
包括利益	△15,380	△9,099	44,180	△54,235
純資産額	421,072	407,324	447,520	384,411
総資産	13,543,823	12,520,974	13,244,574	13,446,736

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	2,566人
平均年齢	43年 3月
平均勤続年数	19年 5月
平均給与月額	415千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇用および嘱託を除いた在籍者数を記載しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、3月の平均給与月額であります (時間外手当を含み、賞与は含んでおりません)。

	当年度末	
	国内部門	国際部門
使用人数	2,512人	54人

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末	
	店	うち出張所
北 海 道	170	(7)
東 京 都	1	(-)
合 計	171	(7)

(注1)上記のほか、当年度末において駐在員事務所を2カ所、店舗外現金自動設備を389カ所設置しております。

(注2)国内店のうち、35店（うち出張所2店）はランチ・イン・ランチ方式（店舗内店舗方式）により他店舗内へ移転しており、店舗の拠点数としては136カ所（道内135カ所、東京1カ所）となっております。

□ 当年度新設営業所
該当ありません。

ハ 銀行代理業者の一覧
該当ありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	7,656
---------	-------

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	2,402
営業店施設等	2,321

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主 要 業 務 内 容	設 立 年 月 日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社 札幌北洋リース	札幌市中央区大通西 三丁目11番地	リース業務	1989年 6月30日	百万円 50	% 100.00	—
株式会社 札幌北洋カード	札幌市中央区南八条 西八丁目523番地	クレジット カード業務	1983年 4月1日	100	100.00	—
北洋ビジネスサービス 株式会社	札幌市中央区南八条 西八丁目523番地	銀行事務 代行業務	1998年 7月3日	60	100.00	—
ノースパシフィック 株式会社	札幌市中央区南八条 西八丁目523番地	信用保証 業 務	1988年 6月28日	100	4.34	—
北洋証券株式会社	札幌市中央区大通西 三丁目11番地	証 券 業	1938年 2月11日	3,000	100.00	—
株式会社北海道共創 パートナーズ	札幌市中央区大通西 三丁目7番地	コンサルティング業、 人材紹介業、 M&Aアドバイザリー業	2017年 9月27日	49	100.00	—

(注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 連結される子会社および子法人等は上記6社であります。

ハ 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀36行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀36行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行61行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連552（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀36行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
5. 株式会社イーネット、株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行との提携により、提携先現金自動設備の利用による、当行のお客さまの現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。
6. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行および株式会社群馬銀行との間で、TSUBASAアライアンスに関する基本合意書を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
安田光春	取締役会長 グループ統制	北海道旅客鉄道株式会社 社外監査役	
津山博恒	取締役頭取 兼 CEO 兼 CHRO (代表取締役) 秘書室、人事部担当		
増田仁志	取締役副頭取 兼 CBPO (代表取締役) 事業戦略部、リテール事業本部、法人事業本部担当	中道リース株式会社 社外監査役	
山田明	常務取締役 兼 CRO リスク管理部、法務コンプライアンス部、融資部担当		
米田和志	常務取締役 兼 CSO 兼 CFO 兼 CIO 経営企画部、事務企画部、システム部、市場営業部担当		
神戸俊昭	取締役(社外) 取締役会議長	弁護士法人神戸・万字・福田法律事務所 代表社員 日本グランデ株式会社 社外取締役	(注) 3
押野均	取締役常勤監査等委員		(注) 2
西田直樹	取締役監査等委員(社外)	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 社外取締役	(注) 3
谷口雅子	取締役監査等委員(社外)	監査法人銀河 代表社員	(注) 3,4
田原咲世	取締役監査等委員(社外)		(注) 3

- (注) 1. 当行は、2024年6月26日開催の第168期定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。
2. 当行は、常勤の監査等委員として押野均氏を選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、重要な会議等への出席や会計監査人及び監査部との連携を密に図ること等により得られた情報を、監査等委員全員と共有することで、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
3. 取締役神戸俊昭氏、西田直樹氏、谷口雅子氏、田原咲世氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員であります。
4. 取締役監査等委員谷口雅子氏は、公認会計士・税理士の業務に長年従事しており、財務および会計に関する専門的知見を有するものであります。

5. 地位および担当名称におけるCxOの名称は以下のとおりであります。

CEO (Chief Executive Officer) : 最高経営責任者

CHRO (Chief Human Resources Officer) : 最高人事責任者

CBPO (Chief Business Promotion Officer) : 最高営業推進責任者

CRO (Chief Risk Officer) : 最高リスク責任者

CSO (Chief Strategy Officer) : 最高企画責任者

CIO (Chief Information Officer) : 最高情報責任者

CFO (Chief Financial Officer) : 最高財務責任者

(ご参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。
各執行役員の氏名、地位および担当は、次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位	担当
水本健一	専務執行役員	本店営業部本店長委嘱
小林良輔	常務執行役員	人事部審議役委嘱
野際 齊	常務執行役員	経営企画部長委嘱
栗尾史郎	常務執行役員	監査部長委嘱
宮原正宏	常務執行役員	人事部長委嘱
野際卓司	常務執行役員	事業戦略部長委嘱
小玉俊宏	常務執行役員	経営企画部統括審議役委嘱
林和則	執行役員	苫小牧中央支店長兼苫小牧北支店長委嘱
吉野弘隆	執行役員	旭川中央支店長兼神楽支店長兼大雪通支店長兼雪岡支店長委嘱
河瀬和也	執行役員	東京支店長委嘱
牧田知也	執行役員	釧路中央支店長兼烏取支店長委嘱
三宅大輔	執行役員	小樽中央支店長兼手宮支店長委嘱
中地大介	執行役員	北見中央支店長兼留辺蘂支店長委嘱
今木賢人	執行役員	函館中央支店長兼末広町支店長委嘱
佐藤光輔	執行役員	帯広中央支店長兼帯広西支店長兼帯広南支店長兼柏林台支店長委嘱
越田雄三	執行役員	公金・地域産業支援部長委嘱
福地清	執行役員	システム部長委嘱
野沢竜二	執行役員	リスク管理部長委嘱
川村崇幸	執行役員	リテール事業本部長兼リテール推進部長委嘱
里中俊之	執行役員	法人事業本部長兼法人推進部長委嘱
田中元彦	執行役員	本店営業部副本店長委嘱

(2) 会社役員に対する報酬等
 <当事業年度に係る報酬等の総額等>

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等 の総額	報酬等の内訳		
			基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等
取締役 (監査等委員である 取締役を除く)	10名	260	210	—	49
(うち社外取締役)	(4名)	(17)	(17)	(—)	(—)
監査等委員である 取締役	4名	40	40	—	—
(うち社外取締役)	(3名)	(24)	(24)	(—)	(—)
監査役	5名	15	15	—	—
(うち社外監査役)	(3名)	(6)	(6)	(—)	(—)
計	19名	316	266	—	49
(うち社外役員)	(10名)	(48)	(48)	(—)	(—)

- (注) 1. 当行は業績連動報酬および非金銭報酬として取締役（社外取締役、監査等委員である社内取締役および国外居住者を除く）に対する業績連動型株式報酬制度を導入しており、本表では、同制度に係る費用計上額を非金銭報酬等の欄に記載しております。なお、取締役の「賞与」については、2008年度以降支給しておりません。
2. 当行は、2024年6月26日開催の第168期定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。本表の監査役の実支給人数は当該移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役の実支給人数は当該移行後の期間に係るものであります。また、支給人数には、当該移行に伴い取締役及び監査役から取締役（監査等委員）に就任した取締役4名を含めているほか、2024年6月26日開催の第168期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役4名も含めています。
3. 当行の「業績連動型株式報酬制度」の内容
- (1) 本制度は、当行が拠出する取締役の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役（社外取締役、監査等委員である社内取締役および国外居住者を除く）に当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当行株式等」という。）の交付および給付（以下、「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。

- (2) 当行は、取締役に対し、役位に応じた「固定ポイント」と毎事業年度における業績目標の達成度に応じた「業績連動ポイント」を付与します。1ポイントは当行株式1株とし、取締役は退任時に、累積ポイントに応じた当行株式等の交付等を受けるものとします。付与するポイントは、取締役会にて制定した「役員報酬B I P 信託に関する株式交付規程」に定める、役位に応じた株式報酬基準額・業績指標・業績連動係数に基づき算定します。ただし、1事業年度あたりのポイントの総数の上限は600,000ポイントとします。
- (3) 本制度の算定の基礎として選定した業績指標は、「親会社株主に帰属する当期純利益」（ウェイト50%）と「当行単体の経常利益」（ウェイト50%）であり、当該業績指標の実績は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	2023年度	2024年度	増減
親会社株主に帰属する当期純利益	128	206	77
当行単体の経常利益	177	266	89

- (4) 当該業績指標として「親会社株主に帰属する当期純利益」を選択した理由は、当行の業績連動配当制度においても採用している最も重要な指標であるためであり、「当行単体の経常利益」を選択した理由は、税制面など外部環境による業績への影響を受けない指標による補完が適切であると判断したためであります。

4. 会社役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- (1) 2024年6月26日開催の第168期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は年額310百万円以内（うち、社外取締役分は年額30百万円以内。）、監査等委員である取締役の報酬は年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名、監査等委員である取締役の員数は4名です。
- (2) 2024年6月26日開催の第168期定時株主総会において、2018年6月26日開催の第162期定時株主総会で導入の承認をいただきました業績連動型株式報酬制度の内容を一部改定することを決議いただきました。本制度の対象者を取締役（社外取締役、監査等委員である社内取締役および国外居住者を除く。）とし、その限度額については、連続する3事業年度からなる対象期間ごとに、300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役、監査等委員である社内取締役および国外居住者を除く。）の員数は5名です。
- (3) 2015年6月25日開催の第159期定時株主総会において、報酬枠（年額100百万円以内）を決議いただいた株式報酬型ストック・オプション制度につきましては、既に割り当てられているものを除いて廃止しており、2018年度以降、新規に新株予約権の付与は行っておりません。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は11名です。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当行では、取締役会にて制定した「指名・報酬等経営諮問委員会規程」に基づき、独立社外取締役が委員の過半数を占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬等経営諮問委員会にて、基本報酬につき個人別の報酬額等を決定しております。

- (1) 指名・報酬等経営諮問委員会は、取締役会にて制定した「取締役（監査等委員である取締役を除く）報酬規程」に定める役位に応じた支給上限額の範囲内において、取締役が受ける個別の報酬等の方針ならびにその額および内容を決定する権限を委任されております。
- (2) これらの権限を指名・報酬等経営諮問委員会に委任した理由は、独立社外取締役の適切な関与・助言の機会を確保し、取締役の個人別の報酬額等の決定における透明性・公正性を高めるためであります。
- (3) 当該委任を受けた者の氏名等（当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額等を決定した日（注）における指名・報酬等経営諮問委員会委員の氏名等） ※（ ）内はその時点の地位等

谷口 雅子（委員長、社外取締役）	津山 博恒（取締役頭取）	長野 実（取締役副頭取）
西田 直樹（社外取締役）	神戸 俊昭（社外取締役）	田原 咲世（社外取締役）
窪田 毅（社外監査役）	和田 健夫（社外監査役）	石井 吉春（社外監査役）

（注）当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額等は、監査等委員会設置会社移行前に決定しております。

<取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等>

- イ) 当行では、取締役会にて「取締役報酬規程」「役員報酬B I P 信託に関する株式交付規程」「指名・報酬等経営諮問委員会規程」等を定め、当該方針を決定しております。
- ロ) 「取締役報酬規程」において、取締役の報酬は、取締役に相応しい優秀な人材の確保・維持ならびに、短期及び中長期的な業績と企業価値の向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能するものとし、報酬の水準は、役割・責任・業績に報いるに相応しいものとするを基本方針としております。
- ハ) 取締役が受ける個別の報酬等の方針ならびにその額および内容を決定する権限は指名・報酬等経営諮問委員会が有しております。取締役会は、取締役の役位に応じた支給上限額等を定めるとともに、同委員会の過半数を独立社外取締役とし、その委員長を独立社外取締役とするなど、これらの権限が適切に行使されるための措置を講じており、取締役会としても同委員会の決定を尊重し、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。
- 二) 取締役の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」と、業績向上へのインセンティブとしての「賞与」および「業績連動型株式報酬」で構成します。なお、社外取締役の報酬は、独立性および中立性を担保するため、「基本報酬」のみとします。報酬区分ごとの方針等の概要は以下のとおりであります。
- (1) 「基本報酬」
- ① 役位に応じた業務執行の役割・責任に対する「基本給」および「その他加算部分」により構成し、個別の支給額は、「取締役報酬規程」に定める役位に応じた支給上限額を上限として、指名・報酬等経営諮問委員会において決定します。
 - ② 基本報酬は毎月支給することとし、その支給日は「取締役報酬規程」に定めております。
- (2) 「賞与」
- ① 株主に対する配当を実施した場合に限り、株主総会の承認を得て支給することとしております。
 - ② 株主総会に提案する支給総額は、指名・報酬等経営諮問委員会の決定案に基づき、取締役会において決定します。
 - ③ 個別の支給額は、取締役報酬規程に定める役位に応じた支給割合を限度として、指名・報酬等経営諮問委員会において決定します。
 - ④ 株主総会にて承認を頂いた場合、その年の7月に支給することとしております。

(3) 「業績連動型株式報酬」

- ①取締役（社外取締役、監査等委員である社内取締役および国外居住者を除く）の報酬と当行の業績および株主価値との連動性をより明確にし、当行の中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とするものです。
- ②取締役に付与する個別のポイント数は、「役員報酬B I P 信託に関する株式交付規程」に定める役位に応じた株式報酬基準額ならびに業績指標・業績連動係数に基づき、毎事業年度における業績目標の達成度に応じて算定します。
- ③株式報酬基準額は、役位や基本報酬、全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合、業績連動割合等を考慮して決定することとしております。また、取締役の報酬の水準については、指名・報酬等経営諮問委員会において、経営環境の変化や外部の客観的データ等を勘案しながら、その妥当性や見直しの必要性を常に検証することとしております。
- ④原則、個別のポイントの付与は毎年6月に行い、累積ポイントに応じた当行株式等の交付等は取締役退任後に行うこととしております。その受益権確定日・交付時期等については「役員報酬B I P 信託に関する株式交付規程」に定めております。

<各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針等（前記の事項を除く）>

- イ) 監査等委員である取締役の報酬は、独立性および中立性を担保するため、固定報酬としての「基本報酬」のみとします。
- ロ) 個別の支給額は、「監査等委員報酬規程」に定める支給上限額を上限として、監査等委員会で決定します。

(3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
神 戸 俊 昭 (取締役)	・ 社外取締役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。 ・ 当該賠償責任限度額は、「2,000万円又は法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。
西 田 直 樹 (取締役監査等委員)	
谷 口 雅 子 (取締役監査等委員)	
田 原 咲 世 (取締役監査等委員)	

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当行の取締役および執行役員	<ul style="list-style-type: none">・当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当行が負担しております。・当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関する責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社がてん補するものであり、1年毎に契約を更新しております。・当該保険契約においては、てん補する額の限度額および一定の免責金額等を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
神戸俊昭(取締役)	弁護士法人神戸・万字・福田法律事務所 代表社員 日本グランデ株式会社 社外取締役
西田直樹(取締役監査等委員)	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 社外取締役
谷口雅子(取締役監査等委員)	監査法人銀河 代表社員
田原咲世(取締役監査等委員)	該当ありません

(注) 上記の兼職先のうち、神戸俊昭氏が代表社員を務める弁護士法人神戸・万字・福田法律事務所および同氏が社外取締役を務める日本グランデ株式会社、谷口雅子氏が代表社員を務める監査法人銀河は、当行との間に通常の営業取引がありますが、本招集ご通知の株主総会参考書類に記載の当行独立性判断基準に定める「主要な取引先」(直近事業年度における当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先等)に該当する先ではなく、また開示すべき特別の関係もありません。

(2) 社外役員の名な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
神戸俊昭 (取締役)	1年9月	当期開催の取締役会13回全てに出席しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・「取締役会」の議長を務め、円滑な議事進行と建設的かつ深度ある議論ができる環境整備を主導しております。取締役会のほか、「部店長会議」等の重要会議および代表者や監査等委員との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。 ・法曹業界における豊富な経験と専門的知見を活かし、コンプライアンスの在り方や企業法務実務を通じた経営に関する提言を行うなど、経営に対する実効性の高い監督や意思決定の妥当性確保に貢献しております。また、社外取締役・本部部長・営業店支店長・子会社社長等との直接対話による意見交換を行っております。
西田直樹 (取締役監査等委員)	4年9月	当期開催の取締役会13回全てに出席しております。選任後の当期開催の監査等委員会10回全てに出席しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会のほか、「部店長会議」等の重要会議および代表者との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。 ・出席した会議等において、金融行政における豊富な経験と専門的知見を活かし、経営陣から独立した立場で、当行および地域の持続的成長に向けた建設的な議論や経営の監督に資する発言を行っております。また、社外取締役・本部部長・営業店支店長・子会社社長等との直接対話による意見交換を行っております。
谷口雅子 (取締役監査等委員)	4年9月	当期開催の取締役会13回全てに出席しております。選任後の当期開催の監査等委員会10回全てに出席しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員長を務め、円滑な議事進行と建設的かつ深度ある議論ができる環境整備を主導しております。また、「部店長会議」等の重要会議および代表者との意見交換会にも出席しております。 ・税理士や諸団体の要職を歴任した豊富な経験と財務・企業会計に関する専門的知見を活かし、経営陣から独立した立場で、財務リスク等の観点から当行の健全性確保に資する発言を行うとともに、種々の会計規則等に基づく助言と提言を行っております。また、社外取締役・本部部長・営業店支店長・子会社社長等との直接対話による意見交換を行っております。
田原咲世 (取締役監査等委員)	1年9月	当期開催の取締役会13回全てに出席しております。選任後の当期開催の監査等委員会10回全てに出席しております。	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会のほか、「部店長会議」等の重要会議および代表者との意見交換会に出席するとともに、「指名・報酬等経営諮問委員会」の委員を務めております。 ・社会保険労務士の業務に長年従事した豊富な経験と専門的知見を活かし、経営陣から独立した立場で、当行の人財育成やダイバーシティへの取組みにおける助言や提言を行っております。また、社外取締役・本部部長・営業店支店長・子会社社長等との直接対話による意見交換を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当行からの報酬等	当行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	10名	48	—

(注) 当行は、2024年6月26日開催の第168期定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。支給人数には、当該移行に伴い取締役から取締役（監査等委員）に就任した社外取締役3名のほか、2024年6月26日開催の第168期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役3名も含めています。このため、期末現在の社外役員の人数（4名）と支給人数が相違しております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 1,450,000,000株
発行済株式の総数 399,060,179株

(2) 当年度末株主数 31,208名

(3) 大株主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	43,840,600 株	11.60 %
日本生命保険相互会社	30,954,500	8.19
明治安田生命保険相互会社	30,954,000	8.19
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	27,902,400	7.38
北海道電力株式会社	23,247,000	6.15
大樹生命保険株式会社	11,132,000	2.94
第一生命保険株式会社	7,451,700	1.97
北洋銀行職員持株会	7,450,280	1.97
ビーエヌワイエムアズエージェンティ クライアंटソリューションズ	7,349,650	1.94
損害保険ジャパン株式会社	6,249,280	1.65

(注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 当行は自己株式を21,355,828株保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数（株式の種類および種類ごとの数）
取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）	1人	普通株式 99,600株
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(注) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式について記載しており、退任した会社役員に対して交付した株式も含めて記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

自己株式の消却

当行は、会社法第178条の規定に基づき、2025年4月30日開催の取締役会により、以下のとおり自己株式を消却することを決議いたしました。

消却する株式の種類	普通株式
消却する株式の総数	21,000,000株
消却予定日	2025年5月30日

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

内容の概要			第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
新株予約権の数			93個	179個	125個
目的となる株式の種類および数			当行普通株式 9,300株	当行普通株式 17,900株	当行普通株式 12,500株
払込金額（新株予約権1個当たり） (注)1			53,300円	26,700円	34,800円
権利行使価額（1株当たり）			1円	1円	1円
新株予約権の行使期間			2015年7月16日 から2045年7月 15日まで	2016年7月16日 から2046年7月 15日まで	2017年7月15日 から2047年7月 14日まで
権利行使についての主な条件			(注)2	(注)2	(注)2
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	・新株予約権の数 93個 ・目的となる株式 の種類および数 9,300株 ・保有者数 1名	・新株予約権の数 179個 ・目的となる株式 の種類および数 17,900株 ・保有者数 1名	・新株予約権の数 125個 ・目的となる株式 の種類および数 12,500株 ・保有者数 1名
		社外取締役	—	—	—
	取締役 (監査等委員)	—	—	—	

(注)1 払込金額は、当行に対する報酬債権と相殺することになっているため、実際には金銭の払込みはされておられません。

(注)2 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 森本 洋平	77	・当行は、当監査法人に対して、米国外国口座税務コンプライアンス法および非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度にかかるアドバイザリー業務について対価を支払っております。 ・報酬等について監査等委員会が同意した理由(注)3
指定有限責任社員 新村 久		

- (注) 1. 当行と当監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、「当該事業年度に係る報酬等」には、これらの合計額を記載しております。
2. 当行、子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は99百万円です。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

監査等委員会における会計監査人の解任または不再任の決定の方針は、以下のとおりであります。

- ① 監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。
この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。
- ② 上記のほか、会計監査人の監査能力、独立性、品質管理等を総合的に勘案し、会計監査人の解任または不再任が必要と判断された場合、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

なお、当行監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に際しては、できるだけ早期に新たな会計監査人候補に関する情報収集および審議を行うものとし、会社法第340条第1項に基づき会計監査人を解任した場合には解任後最初に招集される株主総会までに、会計監査人の解任または不再任の議案が株主総会に提出される場合には当該株主総会までに、会社法第399条の2第3項第2号の定めに従い、新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定いたします。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当行は、銀行業の公共性に鑑み、経営の健全性確保の観点から、自己資本比率の動向・業績の動向・経営環境の変化などに留意しつつ、株主の皆さまへ総合的な利益還元を行うことを基本方針としております。2025年度（2026年3月期）以降の配当につきましては、株主の皆さまに、配当を通じた利益還元の更なる充実を図るため、以下のとおり配当性向を引き上げます。

<株主還元方針の変更内容>

	項目	内容
変更前	普通配当金	安定的な配当実施の観点から、1株当たり年間10円配当を維持しつつ、配当性向を30%以上とする。
	自己株式の取得	自己資本比率の水準、業績見通しや外部環境などを勘案し、年間の配当額と自己株式の取得額の総額（※）は、親会社株主に帰属する当期純利益の50%を目安とし、自己株式の取得は柔軟かつ機動的に実施する。

	項目	内容
変更後	普通配当金	安定的な配当実施の観点から、1株当たり年間10円配当を維持しつつ、配当性向を40%以上とする。
	自己株式の取得	自己資本比率の水準、業績見通しや外部環境などを勘案し、年間の配当額と自己株式の取得額の総額（※）は、親会社株主に帰属する当期純利益の50%を目安とし、自己株式の取得は柔軟かつ機動的に実施する。

※ 総還元性向 = (年間の配当金総額 + 自己株式取得総額) ÷ 親会社株主に帰属する当期純利益

また、いち早く経営成績を還元できるよう、四半期配当制度を導入しています。初回の四半期配当の基準日は、2025年6月30日を予定しております。

8 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
該当ありません。

9 特定完全子会社に関する事項
該当ありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項
該当ありません。

11 会計参与に関する事項
該当ありません。

12 その他
該当ありません。

第169期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金 額	
経	常		123,205
資	運		
	金	88,139	
	出	67,195	
	証	15,198	
	ル	469	
	の	5,085	
	他	191	
	取	25,300	
	為	6,685	
	の	18,615	
	他	1,812	
	為	226	
	等	0	
	派	72	
	他	1,512	
	他	0	
	債	7,953	
	債	0	
	融	4,740	
	の	3,212	
	の	8,609	96,577
	却	6,510	
	式	210	
	の	12	
	他	1,636	
	常	211	
	調	27	
	達	13,109	
	費	728	
	費	12,381	
	利	5,867	
	金	28	
	預	5,814	
	先	23	
	引	63,976	
	支	5,015	
	等	2,674	
	手	29	
	務	266	
	務	29	
	常	2,013	
	費	26,627	
	費	16	
	利	544	
	利	286	
	利	6,083	
	利	△85	
	利	26,099	
	利	5,998	
	利	20,100	
経	常		
資	金		
	渡		
	現		
	借		
	取		
	引		
	支		
	等		
	手		
	務		
	務		
	常		
	費		
	費		
	利		
	金		
	預		
	先		
	引		
	支		
	等		
	手		
	務		
	務		
	常		
	費		
	費		
	利		
	金		
	預		
	先		
	引		
	支		
	等		
	手		
	務		
	務		
	常		
	費		
	費		
	利		
	金		
	預		
	先		
	引		
	支		
	等		
	手		
	務		
	務		
	常		
	費		
	費		
	利		
	金		
	預		
	先		
	引		
	支		
	等		
	手		
	務		
	務		
	常		
	費		
	費		
	利		
	金		
	預		
	先		
	引		
	支		
	等		
	手		
	務		
	務		
	常		
	費		
	費		
	利		
	金		
	預		
	先		
	引		
	支		
	等		
	手		
	務		
	務		
	常		
	費		
	費		
	利		
	金		
	預		
	先		
	引		
	支		
	等		
	手		
	務		
	務		
	常		
	費		
	費		
	利		
	金		
	預		
	先		
	引		
	支		
	等		
	手		
	務		
	務		
	常		
	費		
	費		
	利		
	金		
	預		
	先		
	引		
	支		
	等		
	手		
	務		
	務		
	常		
	費		
	費		
	利		
	金		
	預		
	先		
	引		
	支		
	等		
	手		
	務		
	務		
	常		
	費		
	費		
	利		
	金		
	預		
	先		
	引		
	支		
	等		
	手		
	務		
	務		
	常		
	費		
	費		
	利		
	金		
	預		
	先		
	引		
	支		
	等		
	手		
	務		
	務		
	常		
	費		
	費		
	利		
	金		
	預		
	先		
	引		
	支		
	等		
	手		
	務		
	務		
	常		
	費		
	費		
	利		
	金		
	預		
	先		
	引		
	支		
	等		
	手		
	務		
	務		
	常		
	費		
	費		
	利		
	金		
	預		
	先		
	引		
	支		
	等		
	手		
	務		
	務		
	常		
	費		
	費		
	利		
	金		
	預		
	先		
	引		
	支		
	等		
	手		
	務		
	務		
	常		
	費		
	費		
	利		
	金		
	預		
	先		
	引		
	支		
	等		
	手		
	務		
	務		
	常		
	費		
	費		
	利		
	金		
	預		
	先		
	引		
	支		
	等		
	手		
	務		
	務		
	常		
	費		
	費		
	利		
	金		
	預		
	先		
	引		
	支		
	等		
	手		
	務		
	務		
	常		
	費		
	費		
	利		
	金		
	預		
	先		
	引		
	支		
	等		
	手		
	務		
	務		
	常		
	費		
	費		
	利		
	金		
	預		
	先		
	引		
	支		
	等		
	手		
	務		
	務		
	常		
	費		
	費		
	利		
	金		
	預		
	先		
	引		
	支		
	等		
	手		
	務		
	務		
	常		
	費		
	費		
	利		
	金		
	預		
	先		
	引		
	支		
	等		
	手		
	務		
	務		
	常		
	費		
	費		
	利		
	金		
	預		
	先		
	引		
	支		
	等		
	手		
	務		
	務		
	常		
	費		
	費		
	利		
	金		
	預		
	先		
	引		
	支		
	等		
	手		
	務		
	務		
	常		
	費		
	費		
	利		
	金		
	預		
	先		
	引		
	支		
	等		

第169期末（2025年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	2,653,639	預 金	11,096,231
コールローン及び買入手形	516	譲 渡 性 預 金	74,198
買 入 金 銭 債 権	6,828	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	801,284
商 品 有 価 証 券	1,763	借 用 金	899,888
有 価 証 券	2,598,690	外 国 為 替	161
貸 出 金	7,856,186	そ の 他 負 債	114,947
外 国 為 替	5,803	賞 与 引 当 金	1,536
リース債権及びリース投資資産	61,165	株 式 給 付 引 当 金	159
そ の 他 資 産	132,680	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,487
有 形 固 定 資 産	71,675	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	895
建 物	29,812	ポ イ ン ト 引 当 金	306
土 地	31,250	特 別 法 上 の 引 当 金	19
リ ー ス 資 産	1,587	繰 延 税 金 負 債	1,267
建 設 仮 勘 定	2,474	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,775
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	6,550	支 払 承 諾	68,166
無 形 固 定 資 産	15,847	負 債 の 部 合 計	13,062,325
ソ フ ト ウ ェ ア	15,488	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	359	資 本 金	121,101
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,811	資 本 剰 余 金	74,753
繰 延 税 金 資 産	14,884	利 益 剰 余 金	193,187
支 払 承 諾 見 返	68,166	自 己 株 式	△8,351
貸 倒 引 当 金	△42,921	株 主 資 本 合 計	380,690
資 産 の 部 合 計	13,446,736	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△3,661
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,378
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	58
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△224
		新 株 予 約 権	14
		非 支 配 株 主 持 分	3,931
		純 資 産 の 部 合 計	384,411
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	13,446,736

第169期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	150,637
貸出証券の利息	86,527
有価証券の利息	66,850
コールローン利息	13,927
預け付け金	469
その他の受入利息	5,089
業務の取引等	191
その他の取引等	30,311
償却の他の経常	25,570
その他の経常	8,227
経常費用	8,226
預渡金	8,706
譲渡現性預先	6,509
債券借用取引	206
償借用の他の支	12
借用の他の支	1,636
その他の支	313
業務の取引等	27
その他の取引等	12,060
償倒引当金	26,926
その他の引当金	68,337
経常費用	6,536
経常費用	3,237
経常費用	3,299
経常利益	28,070
固定資産処分	16
固定資産処分	544
減損損失	257
減損損失	286
税金等調整前当期純利益	27,541
法人税、住民税等	6,885
法人税	121
当期純利益	7,007
非支配株主に帰属する当期純利益	20,534
親会社株主に帰属する当期純利益	74
親会社株主に帰属する当期純利益	20,608

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社北洋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森	本	洋	平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新	村		久

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北洋銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第169期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社北洋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 本 洋 平
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 新 村 久
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北洋銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北洋銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第169期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- A 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- B 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- C 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月12日

株式会社北洋銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 押 野 均 ㊞

監 査 等 委 員 西 田 直 樹 ㊞

監 査 等 委 員 谷 口 雅 子 ㊞

監 査 等 委 員 田 原 咲 世 ㊞

(注) 監査等委員 西田直樹、谷口雅子、田原咲世は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場のご案内

会場

札幌市中央区北1条西6丁目3番1号（道庁南側）
ホテル札幌ガーデンパレス 2階「鳳凰」



交通のご案内

JR

札幌駅南口から徒歩7分

地下鉄

大通駅から徒歩5分

札幌駅前通地下歩行空間

8番出口から徒歩3分

●株主総会会場では、以下の準備をしておりますので、必要な株主さまはご遠慮なくスタッフまでお声がけください。

- ・車いす専用スペース
- ・筆談ボード

●お願い：当日は駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりました
お土産は、取り止めとさせていただきます。
あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

